

別表（第 19 条関係）

特定歴史公文書等の媒体の種別	写しの交付方法	写しの交付に係る手数料の額
1 文書又は図画（第 7 条及び法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	イ 用紙に複写したものの交付	(1) モノクロームで複写した場合 用紙（B5 判，A4 判，B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 10 円
		(2) カラーで複写した場合 用紙（B5 判，A4 判，B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 20 円
	ロ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録の交付	(1) スキャナによる読取りの場合 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合，当該文書又は図画 1 枚につき 10 円
		(2) デジタルカメラによる撮影の場合 電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合，当該文書又は図画 1 枚につき 30 円
	ハ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を用紙に出力したものの交付	(1) スキャナによる読取りの場合 (i) モノクロームで出力した場合 用紙（B5 判，A4 判，B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 20 円 (ii) カラーで出力した場合 用紙（B5 判，A4 判，B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 30 円
		(2) デジタルカメラによる撮影の場合 (i) モノクロームで出力した場合 用紙（B5 判，A4 判，B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 40 円 (ii) カラーで出力した場合 用紙（B5 判，A4 判，B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 50 円
	ニ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	(1) スキャナによる読取りの場合 光ディスク 1 枚につき 100 円に，当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
		(2) デジタルカメラによる撮影の場合 光ディスク 1 枚につき 100 円に，当該文書又は図画 1 枚ごとに 30 円を加えた額

	ホ スキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	(1) スキャナによる読取りの場合 光ディスク 1 枚につき 120 円に、当該文書又は図画 1 枚ごとに 10 円を加えた額
		(2) デジタルカメラによる撮影の場合 光ディスク 1 枚につき 120 円に、当該文書又は図画 1 枚ごとに 30 円を加えた額
2 電磁的記録（第 7 条及び法第 16 条第 3 項の規定に基づく利用のために作成された複製物を含む。）	イ 用紙に出力したものの交付	(1) モノクロームで出力した場合 用紙（B5 判，A4 判，B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 10 円
		(2) カラーで出力した場合 用紙（B5 判，A4 判，B4 判及び A3 判に限る。）1 枚につき 20 円
	ロ 電磁的記録として複写したものの交付	電子メール等の情報通信技術を用いて利用請求者に送付する場合，1 ファイルにつき 210 円
	ハ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 100 円に，1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ニ 電磁的記録として複写したものを光ディスク（日本工業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク 1 枚につき 120 円に，1 ファイルごとに 210 円を加えた額

備考 1) 1 の項イ，ハ又は 2 の項イの場合において，両面印刷の用紙を用いるときは，片面を 1 枚として額を算出する。

2) 表中にある「日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの」とは CD-R のことを指し，「日本工業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの」とは DVD-R のことを指す。